

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成19年10月29日京都市条例第24号) (総務局人事部給与課)

雇用保険法の一部改正による雇用保険の受給資格の要件の変更に伴い、同法に規定する特定受給資格者に相当する者として市長が定める者等を除き、次のとおり、失業者の退職手当が支給される要件である勤続期間を改定することとしました。

改正前	改正後
6月以上	12月以上

この条例は、平成19年10月29日から施行することとしました。

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年10月29日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第24号

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

京都市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「6月以上」を「12月以上（雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当する者として別に定める者其他国家公務員の例に準じて別に定める者については、6月以上）」に、「雇用保険法」を「同法」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市職員退職手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(総務局人事部給与課)